

議案第四十一号

中央区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出します。

令和七年六月二十四日

提出者 中央区長 山 本 泰 人

中央区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

中央区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例（平成二十六年十月中
央区条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

附則第六項中「十年」を「十五年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和七年内閣府令第七号）の施行に伴い、連携施設の確保をしないことができる経過措置の期間を延長するため、この条例案を提出します。